

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にある通り「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ①いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ②いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

(3) いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は、適切に指導することが重要である。その実行のために、横浜市全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

学校として

- ①あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ②子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ③いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- ⑥教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。

⑦学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

保護者として

- ①どの子どもも、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導を努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、学校の教職員や保護者等周囲の大人に相談するように働きかける。
- ②子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- ③学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

校長、副校長、児童支援専任教諭、教務主任、特別支援コーディネーター・養護教諭による委員で構成される。また、必要に応じて心理や福祉の専門家、外部の専門家等の参加を求めらる。

(2) 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。責任者である校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・児童・保護者・地域に「学校いじめ防止対策委員会」の取組を周知する。

○早期発見

- ・いじめ事案（「疑い」を含む。）についての情報や児童間の人間関係などに関わる情報の収集、記録、共有を行う。
- ・いじめ事案（「疑い」を含む。）の事実把握をした上で、いじめであるか否か判断する。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定など組織的に実施する。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、見直しを行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- 道徳教育の充実と規範意識の醸成
- 子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用
- 職員の共通理解のもと、一貫した児童指導
- 自己有用感を持たせる取組の推進
 - ・魅力ある授業づくり
 - ・土や人と関わる活動 栽培活動・たてわり活動

(2) いじめの早期発見

- 担任だけではなく全職員で児童指導・支援に当たるという職員間の共通認識
- こまめな児童情報交換・児童理解
- 児童支援専任・養護教諭・専科職員による日常的に行う児童の見守りと担任との連携
- ブロック研・職員会議での児童理解・情報交換
- 児童アンケートの実施
- 児童理解研修の実施
- 日常的な保護者・地域との連携

(3) いじめに対する措置

- いじめ防止対策委員会を中心とした組織的な対応
- 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- 保護者の協力、警察署等関係機関との連携
- スクールカウンセラーの活用

(4) いじめの解消

＜いじめ解消の要件＞

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめを受けた児童・いじめをした児童の経過を把握し、再発防止を図る。
- 役割分担を決め、全職員が情報を共有し、見守りを続ける。
- 定期的に面談等を行い、心のケアを行う。
- 定期的に保護者に子どもの様子や学校での取組について伝えたり、家庭での様子などを聞いたりして、情報を共有する。
- 解消に至っていないときは、いじめを受けた児童を守り通し、その子の安全・安心を確保する。

(5) 教職員等への研修

- 教職員の人権意識を高め、深い児童理解に基づく教育活動の実現といじめを許さない児童の育成のため、研修を実施する。
 - ・児童理解・児童指導に関する研修
 - ・人権教育に関する研修
 - ・いじめ防止に向けた研修
 - ・特別支援教育研修

(6) 学校運営協議会等の活用

- 学校が抱える課題等を保護者や地域等と共有し、連携をとりながら対応していく。

(7) 取組の年間計画

4月	年間計画と重点指導内容等の確認 授業参観・懇談会	地域訪問 学校説明会	入学式 たてわり活動①
5月	教育相談① 学校運営協議会① YP アセスメント実施①	児童情報交換（職員会議） いじめ防止対策委員会	運動会
6月	児童支援研修① 学校運営協議会②	↓	田植え
7月	児童支援研修② 横浜子ども会議（中学校ブロック）		
8・9月	人権教育研修 横浜子ども会議（青葉区） 前期の振り返り		
10月	土曜授業参観・校長懇談 学校運営協議会③ YP アセスメント実施②		稲刈り たてわり活動②
11月	いじめアンケート実施（いじめ解決一斉キャンペーン）		収穫祭
12月	人権週間の取り組み 教育相談② 学校評価保護者アンケートの実施 学校生活児童アンケート実施		
1月			新年の式
2月	学校説明会 学校運営協議会④		
3月	授業参観・懇談会 基本方針の年度の振り返りと見直し		卒業式

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童などが相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 発生の報告

学校は重大事案発生したと思われる場合は、教育委員会への迅速な報告を行う。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

平成28年12月1日 第一回改訂
平成30年2月23日 第二回改訂
令和2年3月25日 第三回改訂